三〇七番一八二から三〇七番一八四まで
三〇九番
三一二番から三一四番まで
三一六番一及び三一六番二
三一七番及び三一八番
三二〇番
三二五番
三四七番
三四八番
四〇〇番二及び四〇〇番三
四〇二番
四〇四番
四一五番一及び四一五番二
五〇〇番
五一六番
五六一番一から五六一番三まで
五六二番
五六三番二
五六五番
七一一番一及び七一一番二
七四〇番
七七四番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第千四百二十六号で指定した土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）

奈良県吉野郡野迫川村大字北股
一号から四号まで
五号及び六号
七号から十号まで
十一号から十八号まで
十九号
二十号から二十四号まで
二十五号及び二十六号
二十七号及び二十八号
二十九号
三十号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱三十一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱三十一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

奈良県吉野郡野迫川村大字北股
一号から四号まで
五号及び六号
七号から十号まで
十一号から十八号まで
十九号
二十号から二十四号まで
二十五号及び二十六号
二十七号及び二十八号
二十九号
三十号
三十一号
三十二号及び三十三号
三十四号
三十五号

○国土交通省告示第千八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　北股

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

奈良県吉野郡野迫川村大字北股
二〇八番二一
二〇八番一四四
二〇八番一五七
二〇八番一五八
二八三番
三〇三番
三〇七番一
三〇七番三
三〇七番二四
三〇七番六六
三〇七番八二
三〇七番九〇
三〇七番一〇一
三〇七番一一一
三〇七番一二八
三〇七番一三三
三〇七番一四一
三〇七番一五三
三〇七番一六〇
三〇七番一六五
三〇七番一七四
三〇七番一八〇
三〇七番一八二から三〇七番一八四まで
三〇九番
三一二番から三一四番まで
三一六番一及び三一六番二
三一七番及び三一八番
三二〇番
三二五番
三四七番
三四八番
四〇〇番二及び四〇〇番三
四〇二番
四〇四番
四一五番一及び四一五番二
五〇〇番
五一六番
五六一番一から五六一番三まで
五六二番
五六三番二
五六五番
七一一番一及び七一一番二
七四〇番
七七四番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

奈良県吉野郡野迫川村大字北股
一号から四号まで
五号及び六号
七号から十号まで
十一号から十八号まで
十九号
二十号から二十四号まで
二十五号及び二十六号
二十七号及び二十八号
二十九号
三十号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱三十一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱三十一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

奈良県吉野郡野迫川村大字北股
三一〇番一
三一一番
三一二番から三一四番まで
三一六番一及び三一六番二
三一七番及び三一八番
三二〇番
三二五番
三四七番
三四八番
四〇〇番二及び四〇〇番三
四〇二番
四〇四番
四一五番一及び四一五番二
五〇〇番

○国土交通省告示第千八十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十七年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　北海道幸内二地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

北海道有珠郡壮瞥町
字幸内　一九二番一四　一号
一九二番一　二号から四号まで

二三九番一五地先河川敷　五号
一九三番二地先河川敷　六号

二　山形県中堀二地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

山形県南陽市小滝
字越戸　一七七五番一〇　一号及び二号
一七七五番九　三号
字隠沢　一七八七番五八　四号
一七八七番一五　五号
一七八七番四　七号
字後山四　四八五番　六号

三　新潟県栃尾栃堀地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十九年国土交通省告示第千五百九十号で指定した新潟県小向北地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

新潟県長岡市栃堀
字岡村　二八六〇番　一号
字本宮　二七三五番二　二号
字本ノ平　六九九番　三号
字大岡　九六九番子　四号
字上大岡　二五九一番三　五号
字後沢江ノ上　二四六五番　六号

四　静岡県口坂本Ｎｏ・２地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を普通河川坂本川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

静岡県静岡市葵区大字口坂本
字大根畠ヶ　二六二番　一号から三号まで
二六一番　四号
字水落　二五五番　五号
字小草木沢　二四九番二　六号
二四六番六　七号

五　岡山県園尾地区地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を普通河川其尾谷川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

岡山県高梁市巨瀬町
字池ノ下渡リ　三七九七番　一号
字トノゲ市　三八三八番　二号
字高下後　三四〇八番一　三号
字上平後　三三九九番　四号
字ミツウ子　三三九八番二　五号
字京ガタワサキ　三六三五番二　六号
字ヒラキ道ノ上　三六三三番一　七号
字ハナ　三七二三番一　八号